

別表 1

〔退院調整が必要な患者の目安〕

※ケアマネージャが決まっていない場合の概ねな区分

退院調整が必要な患者（要介護相当）

- ①立ち上がりや歩行に介助が必要
- ②食事及び口腔ケアに介助が必要
- ③排泄に介助が必要、あるいはポータブルトイレを使用中
- ④日常生活に支障を来すような症状がある認知症
- ⑤医療処置が必要な患者（がん末期、感染症、褥瘡、在宅酸素等）
- ⑥入浴・更衣に介助が必要
- ⑦内服管理に介助が必要
- ⑧入退院を繰り返している
- ⑨入院前より日常生活に支障を来している
- ⑩福祉用具・住宅改修等環境整備が必要

上記 1 項目でも当てはまれば居宅介護支援事業所に連絡

※判断に迷う場合は地域包括支援センターに連絡

地域の見守りが必要な患者（要支援相当）

- ①独居で調理や掃除などの身の回りのことに介助が必要
- ②家族はいるが、高齢や疾患等により介護力が乏しく、援助が必要
- ③ADL はほぼ自立しているがん患者などで、新たに医療処置が必要又は見込まれる
- ④認知症が疑われるが ADL は自立している、又は ADL の自立も疑わしい
- ⑤65 歳以上で精神・知的障害がある
- ⑥薬を内服していて自己管理が難しい
- ⑦買い物や通院の支援が必要
- ⑧福祉用具・住宅改修等環境整備が必要

1 項目でも当てはまれば地域包括支援センターに連絡

（要介護か要支援か迷う場合も含む）

【共通項目】

○虐待の疑いがある
○栄養指導、食事療法（食事形態、塩分・水分・摂取カロリー等）、体重管理が必要
○生活困窮者